

監査の結果（平成 30 年 11 月 30 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 28 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 19 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	平成 30 年 8 月 2 日	平成 30 年 7 月 18 日	実地	3
2	総務局	平成 30 年 8 月 10 日	平成 30 年 7 月 27 日	実地	5
3	地域政策局	平成 30 年 8 月 21 日	平成 30 年 7 月 5 日	実地	6
4	健康福祉局	平成 30 年 9 月 13 日	平成 30 年 9 月 4 日	実地	7
5	商工労働局	平成 30 年 7 月 26 日	平成 30 年 7 月 18 日	実地	9
6	農林水産局	平成 30 年 9 月 10 日	平成 30 年 8 月 28 日	実地	11
7	県立文書館	平成 30 年 8 月 10 日	平成 30 年 7 月 27 日	実地	13
8	県立総合技術研究所	平成 30 年 8 月 10 日	平成 30 年 7 月 27 日	実地	14
9	企業局	平成 30 年 8 月 22 日	平成 30 年 7 月 2 日	実地	15
10	病院事業局	平成 30 年 8 月 7 日	平成 30 年 7 月 2 日	実地	16

11	議会事務局	平成30年8月7日	平成30年7月5日	実地	17
12	教育委員会事務局	平成30年8月6日	平成30年7月12日	実地	18
13	県立埋蔵文化財センター	平成30年8月6日	平成30年7月12日	実地	21
14	選挙管理委員会事務局	平成30年8月21日	平成30年7月5日	実地	22
15	監査委員事務局	平成30年7月31日	平成30年7月12日	実地	23
16	人事委員会事務局	平成30年11月30日	平成30年7月12日	書面	24
17	労働委員会事務局	平成30年11月30日	平成30年7月12日	書面	25
18	広島海区漁業調整委員会事務局	平成30年9月10日	平成30年8月28日	実地	26
19	広島県内水面漁場管理委員会事務局	平成30年9月10日	平成30年8月28日	実地	27

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された安井委員及び東委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査、会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務

- イ 組織体制 3課

課名	会計総務課、審査指導課、総務事務課
----	-------------------

- ウ 職員数(平成30年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 56人

- エ 主な施策(平成29年度)

会計事務の品質向上
県民サービスの向上
事務事業の改善

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 委託役務業務の契約について

公募型プロポーザル方式による契約については、最低基準の設定や応募者が一者であった場合の処理方針など事務処理要領の改正を行い、契約事務の適正化に努めているところである。

しかしながら、平成29年1月26日付け通知では、公募型プロポーザルへの応募者が一者の場合には、随意契約や他の入札制度への移行を促している表現となっていることから、契約事務を担当する職員が誤認することなく、それぞれの契約方法の特性について理解された上で適切に運用されるよう、契約事務を所管する部として、改訂等の対応をしていただきたい。

また、委託役務業務の契約全般において、個々に契約方法が真に合理的で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるか否かを十分検証するための方策を講じるとともに、委託役務業務の品質向上が一層図られるよう、各局への指導に取り組んでいただきたい。(総務事務課)

イ 総務事務システムの改修等について

総務事務システムについては、導入から10年が経過しており、この間随時改修等が行われてきたところである。旅費事務については、会計・物品指導検査等で多くの誤入力や誤支給が指摘され、研修等にも力を入れているところであるが、不適切な処理を削減させ、業務の効率化を図るため、引き続きシステム上の課題を検証し、操作性の向上とチェック機能を

より充実させたシステムへの見直しについて、システム更新時期に合わせて検討していただきたい。(総務事務課)

2 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 11 課 1 チーム 1 担当

課名	総務課，審理担当，秘書課，人事課，業務プロセス改革課， 福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム， 広報課，統計課，研究開発課
----	--

- ウ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 284 人

- エ 主な施策（平成 29 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【指摘事項】

貸付財産の管理について

次の貸付財産について、貸付けの手続は行われているが、貸付台帳による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。（財産管理課）

貸付財産 (土地)	元東広島地域事務所竹原分庁舎 287.78m ² 元東広島地域事務所竹原分庁舎 402.65m ²
根拠	広島県公有財産管理規則第 61 条，第 64 条

【検討要請事項】

ア 元生涯学習センターの有効活用方策について

元生涯学習センターについては、広島県立生涯学習センターが平成 21 年 4 月に広島県情報プラザ内へ移転した後、平成 23 年度までは広島北特別支援学校の校外学習の場として利用されていたが、それ以降未利用の状態が続いているため、有効活用方策について、早期に計画、検討していただきたい。（財産管理課）

イ 行政文書の管理について

行政文書の管理については、本年 3 月、行政文書を書き換えて開示するという県民の信頼を大きく損ねる問題が生じたことに対して、全職員を対象とした研修を実施したところである。引き続き、再発防止策を講じるとともに、行政文書の本来の目的を踏まえ、適切な行政文書の作成、管理の徹底を図っていただきたい。（総務課）

3 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項
市町その他公共団体の自治の振興に関する事項
スポーツに関する事項（学校における体育に関するものを除く。）

イ 組織体制 7課1チーム

課名	地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム
----	---

ウ 職員数（平成30年4月1日現在）
常勤職員の合計 117人

エ 主な施策（平成29年度）
地域振興施策の企画調整，国土調査
交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策
都市活性化施策の企画調整
中山間地域振興施策の推進
市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整
国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進
「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産の使用許可に伴う必要経費の徴収に係る事務処理について

行政財産の使用許可に伴う必要経費について，雑収として徴収すべきところ，誤って，国際協力センター使用料として徴収していた。適正な事務処理に努められたい。（国際課）

財産	建物（広島国際協力センター）4.54 m ²
根拠	行政財産の使用料に関する条例第1条，第2条

4 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援，児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 18 課 1 担当

課名	健康福祉総務課，子供未来戦略担当，子育て・少子化対策課，安心保育推進課，こども家庭課，医務課，がん対策課，被爆者支援課，健康対策課，食品生活衛生課，薬務課，医療介護計画課，医療介護人材課，地域包括ケア・高齢者支援課，医療介護保険課，国民健康保険課，地域福祉課，社会援護課，障害者支援課
----	--

- ウ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 295 人

- エ 主な施策（平成 29 年度）

少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化
児童虐待防止対策事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

備品の管理について

次の備品について，不用の決定及び廃棄手続を経ずに廃棄していた。適正な事務処理に努められたい。（社会援護課）

品名	パーソナルコンピューター
根拠	物品管理規則第 27 条，第 30 条

【改善を求める事項】

広島がん高精度放射線治療センターの運営の改善について

当センターは平成 27 年 10 月の開設以来，当初計画どおりの収益が確保できない状況が続いている。

現状のままでは，リニアック（放射線治療装置）の増設はもとより，更新の財源も不足することが見込まれることから，現状を踏まえた上で，機器整備等の費用負担のあり方を含めた新たな経営計画を策定し，県の負担を明確にする必要がある。

また，4 基幹病院の役割分担など，地域医療再生計画で示された当センターの当初の設置目的が正しく実現されるよう，運営協議会において今後の方針を検討する必要がある。（がん対策課）

【検討要請事項】

ア こども家庭センターにおける債権徴収業務について

平成 29 年度における県内全てのこども家庭センターが徴収する児童福祉施設入所者負担金の収入率については、現年度分が 62.5%、過年度分が 8.3%と、いずれも低位な状況となっている。

こども家庭センターでは、児童虐待への対応業務に的確かつ迅速に対応しなければならない中で、同負担金の収入率の向上を図るために、本庁による債権事務の集約など、徴収体制の抜本的な見直しについて、検討していただきたい。(こども家庭課)

イ 放課後児童クラブの運営支援について

働く女性の増加により、放課後児童クラブの重要性がますます高まっているところであるが、市町における放課後児童クラブの運営は、放課後児童支援員が十分に確保されていないことなどから、定員を超えて受入れを行わざるを得ないなど、子供の健全育成や安全に配慮した運営が行われているとは言い難い状況である。

今後、放課後児童クラブの拡充及び運営の質の向上を図っていくためにも、市町が抱える放課後児童クラブの運営面等の課題を幅広く収集・分析し、帰宅時の安全管理を含め、保護者が安心して子供を預けられるよう、市町に対する適切な支援を検討していただきたい。(安心保育推進課)

5 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
 物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
 労働に関する事務
- イ 組織体制 10 課 2 チーム

課 名	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、働き方改革推進・働く女性応援課、職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課
-----	---

- ウ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
 常勤職員及び再任用職員の合計 197 人

- エ 主な施策（平成 29 年度）
- 産学金官のパートナーシップ構築と多様な交流機会の創出
 - イノベーション人材等の育成・集積
 - 創業が創出される環境づくり
 - 中小企業の新事業展開，サービス産業の生産性の向上支援
 - 創業・事業化を促進する金融，経営，技術開発等による支援
 - 多様な投資誘致の促進
 - 次代を支える医療関連・環境浄化産業のクラスター形成
 - ものづくり産業の高度化
 - 海外での事業活動の活発化支援
 - 観光地ひろしまの推進
 - 働き方改革の推進
 - 若年者就職による社会減対策
 - 若年者・高齢者・障害者に対する就業支援
 - 中山間地域の地域力強化
 - 瀬戸内 海の道構想の推進
 - 「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

【指摘事項】

消防用設備の維持について

次の施設について，消防署から消防用設備の不備事項について整備改修を求められていたにもかかわらず，必要な措置が講じられていなかった。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

施設名	ひろしま産学共同研究拠点
設備（不備事項）	自動火災報知設備（未警戒部分あり）
根 拠	消防法第 17 条第 1 項

【検討要請事項】

ア 委託役務業務の契約について

委託役務業務の契約については、契約に当たって、最適な契約方法を採用するとともに、随意契約の場合は、その理由が明確で、県民からの納得が得られる理由に基づくものであるかを十分検証するよう取り組んでいただきたい。（商工労働総務課）

イ 指定管理施設の大規模修繕について

県立広島産業会館の維持管理業務における修繕については、基本協定書により、概ね費用が100万円を超えるものを大規模修繕とし、基本的には県がその責任及びリスクを分担することとされている。

基本協定書によると、大規模修繕に該当するかの判断は、県が個別に決定することとなっており、また、指定管理者による大規模修繕の実施も認められているところであるが、第一義的には県が直接実施すべきものであり、修繕の目的や性質による役割分担を明確にしておかなければ、指定管理者の負担の増加につながるとともに、県有施設の管理の在り方にも関わることから、県と指定管理者との役割分担について慎重に検討していただきたい。（商工労働総務課）

ウ 指定管理者の選定について

県立広島産業会館の指定管理者選定時の審査基準について、申請提案額を評価するに当たり、県への固定納付金とは別に、固定納付金を上回る剰余金が生じた場合に県に納める変動納付金の額についても評価しているが、これを評価項目とすることの必要性について、利用料金制を導入した趣旨を減ずることのないよう検討していただきたい。（商工労働総務課）

6 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業，林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課

課名	農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課
----	--

ウ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 261 人

エ 主な施策（平成 29 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【指摘事項】

有料道路通行券の管理について

郵便切手類である有料道路通行券の使用については，郵便切手類使用簿を備え付け，その使用の状況を記録管理しなければならないが，この記録を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。（水産課）

根拠	広島県物品管理規則 第 42 条
----	------------------

【検討要請事項】

ア 森林資産の評価について

県営林事業費特別会計については，一般財団法人広島県農林振興センターが実施していた分収造林事業を，民事再生計画に基づき平成 26 年度から県営林へ移管し，従来から実施している県営林事業と一体的な管理による経営改善に取り組んでいるところである。

県営林については，「資源循環林」と「環境貢献林」を区分し，「資源循環林」については，投下資本を売却収入で回収して，再投資し，生産していくことにより持続的経営を実現することとした。

県では，平成 27 年度から事業の収支計画及び実績等を記載した「事業実施状況」を作成・公表するとともに，平成 28 年 9 月には貸借対照表を作成・公表し，平成 30 年 6 月からは，森林資産の評価については，一般財団法人広島県農林振興センターが適用していた林業公社会計基準に規定されている取得原価主義に基づくこととした。

森林資産の評価については，数年に一度は市場価格を調査して，資産の再評価を検討するとともに，林業公社会計基準に規定されている取得原価主義に準拠した処理を徹底することにより，一層経営状況の透明化を図っていただきたい。（農林水産総務課，森林保全課）

イ 将来資産の正味売却価額の割引率について

県営林事業費特別会計の将来資産の正味売却価額の割引率については、民間企業へ聞き取り調査を実施するなどして6パーセントを採用しているが、通常は資金調達コストで計算するものであり、県営林事業と民間企業では大きく資金調達コストは異なることから、再検討していただきたい。(農林水産総務課, 森林保全課)

ウ カキ養殖用パイプの流出防止対策について

カキ養殖用プラスチックパイプが流出している問題については、今年度、カキ養殖業者の実態調査を行うこととしているが、調査結果が出てから抜本的な対策を検討するのではなく、プラスチックゴミの環境問題がクローズアップされている中、環境県民局や総合技術研究所と協力して、速やかに取り組んでいただきたい。(水産課)

7 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（平成30年4月1日現在）

常勤職員数 5人

非常勤職員数 7人

エ 主な事業実績（平成29年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成30年4月1日現在）
行政文書 60,271冊，行政資料 107,401冊，古文書 260,087点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万3千冊

- 利用状況 (単位：人)

来館者数	資料閲覧	利用相談	講座等	展示閲覧	見学
4,493	1,166	458	965	1,846	58

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
常勤職員数 10 人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務

- イ 組織体制 3課1担当

課名	企業総務課, 土地整備課, 水道課, 水道広域連携推進担当
----	-------------------------------

- ウ 職員数 (平成30年4月1日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 52人(併任職員を除く。)

- エ 主な施策 (平成29年度)

本郷地区土地造成事業 (1期造成事業)
二期トンネル (海田・呉トンネル) 整備事業
水道事業広域連携検討事業

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成 30 年 4 月 1 日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員の合計 14 人（併任職員を除く。）
- エ 主な施策（平成 29 年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 安芸津病院の施設の耐震化について

安芸津病院については、旧棟が耐震基準を満たしていない状況となっており、第 6 次広島県病院事業経営計画（平成 29～32 年度）の期間中に耐震化対策の方向性を示すこととしているが、災害時に、来院者の安全を確保するとともに、二次救急医療施設としての役割を十分果たすため、経営計画の期間にかかわらず、早急に、今後の医療需要や病院の在り方を見据えた対応方針を決定するよう、取り組んでいただきたい。

イ 広島病院のリニアックについて

広島病院のリニアック（放射線治療装置）については、設備機器の更新時期が既に経過しているため、入院患者に対する放射線治療の充実や、広島がん高精度放射線治療センターとの連携・役割分担などを踏まえ、県の基幹病院としての機能が十分発揮できるよう、できるだけ早期に今後の対応方針を整理していただきたい。

11 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人 (平成30年4月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

課名	秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課
----	----------------------

(ウ) 職員数 (平成30年4月1日現在)

常勤職員数 40人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

12 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 5人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 学校教職員の人事管理，学校施設整備に関する事務
 県立学校の設置管理，校務運営指導及び教育指導に関する事務
 市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
 生涯学習，社会教育の振興に関する事務
 文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制 2部13課1担当1センター

部名	課名
管理部	総務課（秘書広報室），教職員課（福山分室，職員給与室），施設課，健康福利課，文化財課
教育部	学校経営支援課，教育支援推進課，学びの変革推進課，県立学校改革担当，乳幼児教育支援センター，義務教育指導課，高校教育指導課，豊かな心育成課，特別支援教育課，生涯学習課

(ウ) 職員数（平成30年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 323人

非常勤職員数 49人

ウ 主な施策（平成29年度）

乳幼児期における質の高い教育・保育の推進
 「知・徳・体」のバランスのとれた「基礎・基本」の徹底
 「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動の推進
 一人一人の多様な個性の能力をさらに生かし，他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成
 教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援
 教職員の力を最大限に発揮できる環境の整備
 安心・安全な教育環境の構築
 生涯にわたって学び続けるための環境づくり

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

ア 長期未納（滞納繰越分）について

次の歳入において，長期未納（滞納繰越分）があり，縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区分	長期未納（滞納繰越分） [平成29年度決算額]		参考 [平成28年度決算額]	
	地域改善対策高等学校等奨学金貸付金に係る貸出金償還金（教育支援推進課）	219人	91,700,986円	207人

イ 高等学校通信制課程修学奨励金貸付金制度や在籍管理のあり方について

東高等学校においては、通信制課程修学奨励金貸付金の貸付を受けた後、長期間にわたって受講していないにもかかわらず、在学中という整理が行われることにより、同貸付金の返還義務が生じていない者が多数存在している。

については、教育委員会として、通信制課程修学奨励金貸付金制度や在籍管理のあり方について、適正な取扱いを行う必要がある。(高校教育指導課，教育支援推進課)

ウ 高等学校受講料減免に係る事務取扱いについて

高等学校通信制課程における受講料の減免手続については、広島県立高等学校授業料等減免及び徴収猶予事務取扱要綱第4・1(3)に基づき、市町村民税非課税又は所得割非課税の理由によって減免を決定された者(給与支払見込額で決定した者を除く。)については、6月末日までに新年度の市町村民税課税証明書を提出させて7月以降の授業料等の減免を再審査することになっているにもかかわらず、受講料が年間履修単位数に応じた額であり、月ごとに減免を決定することはできないことから、教育委員会では再審査を行わないこととしている。

については、同要綱の定めた取扱いと教育委員会の取扱いの食い違いを解消する必要がある。(教育支援推進課)

【検討要請事項】

ア 芦品まなび学園高等学校における教育環境の整備について

芦品まなび学園高等学校については、3号館は建物の構造上、総ガラス張りで窓がなく、特に夏季においては、開閉可能な戸をあけて風通しを良くしても、熱気がこもり熱気を除去しにくい構造となっているが、当該建物のデザインは県が決定したものであり、機能面との整合性を図る必要がある。

については、生徒の教育環境を整えるため、各教室に冷房設備を設置するなどの対応を検討していただきたい。(施設課)

イ 教職員の未配置等について

広島県内の公立小中学校においては、本年度、臨時的任用教員や非常勤講師が不足しており、代員の措置の遅れや未配置が生じるなど、速やかな代員等の配置に向けた取組が必要である。全国的に人材の確保が厳しい状況にあるが、多様で有為な人材の確保にしっかりと取り組んでいただきたい。

また、本県における平成29年度の公立小中学校等の教員定数の標準に占める正規教員と臨時的任用教員を合わせた割合は、全国で最も低い状況にある。正規教員を増やすことなどにより体制を強化し、教育の質を落とさない教育を実践できるよう検討していただきたい。(教職員課，学校経営支援課)

ウ 「学びの変革」ICT活用推進プロジェクトについて

ICT活用モデル校においては、学校種別に応じて、タブレット端末や大型提示装置などの機器や、新たに専用のインターネット回線を整備するなどの取組を行っているところであるが、県内の県立高等学校の普通教室におけるLAN整備率やパソコン機器の導入状況は全国の下位となっている。

については、ICT機器を活用した生徒の主体的に学ぶ力の育成を促進するためにも、各校におけるICT機器を計画的に整備し、回線の容量確保などICT環境を早急に充実するよ

う対応を検討していただきたい。(学校経営支援課)

13 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数（平成30年4月1日現在）

常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）

エ 主な事業実績（平成29年度）

出土遺物の保存処理 204点，出土遺物等の貸出

市町職員の発掘調査技術研修2課程

出土遺物，写真資料，図書資料の収集・保存

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (平成30年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等，例月出納検査，住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（平成30年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 17人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

16 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告
職員の競争試験及び選考に関する事務
職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

課名	合同総務課, 公務員課
----	-------------

(ウ) 職員数 (平成30年4月1日現在)

常勤職員数 19人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 11 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成30年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (専任職員なし, 併任職員数4人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成30年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (専任職員なし, 併任職員数4人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。